

第 73 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議(抜粋)  
核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する  
A/RES/73/70、2018 年 12 月 5 日

**共同提案国:**オーストリア、ブラジル、エジプト、ガーナ、アイルランド、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、サモア、南アフリカ。

総会は、

1946 年 1 月 24 日の決議 1(I)、2016 年 12 月 5 日の決議 71/54、2017 年 12 月 4 日の決議 72/39 を想起し、新アジェンダ連合の発足と、1998 年 6 月 9 日にダブリンにおいて採択された、軍縮のための新たなアジェンダの概要を述べた共同声明の 20 周年に留意し、(中略)

2010 年の核不拡散条約(NPT)再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な人道上の結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、同会議による、すべてにとってより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を追求するとの決意を想起し、(中略)

9 月 26 日を核廃絶の全面的廃絶のための国際デーとして祝い、普及させることを歓迎し、2016 年 12 月 23 日の 71/258 決議に則って、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある文書を交渉するための国連会議において交渉された、2017 年 7 月 7 日の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、(中略)

NPT の無期限延長の基礎となった、1995 年の NPT 再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに 2000 年と 2010 年の NPT 再検討会議の最終文書、とりわけ NPT の第 6 条の下での誓約に従って、核軍縮につながるよう保有核兵器の完全廃棄を実現するという核兵器国による明確な約束を想起し、(中略)

核兵器の完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防ぐ唯一の絶対的保証であること、および核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、グローバルおよび地域レベルでの平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認するとともに、非核兵器諸地帯条約締約国・署名国およびモンゴルの会議を歓迎し、(中略)

過去 21 年間に渡り、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深い失望の念を表すとともに、1999 年以来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに深い失望の念を表し、

2015 年の NPT 再検討会議において、実質的な成果が全くなかったことに深い遺憾の意を表し、2015 年の NPT 再検討会議が、NPT を強化し、NPT の完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995、2000、2010 年の NPT 再検討会議においてなされた誓約と合意された行動の履行状況を監視する機会を逃したことに失望の念を表すとともに、このことが NPT とその 3 つの柱の間におけるバランスに与える影響について深く懸念し、

国際関係における緊張の高まりと、核兵器近代化計画によるものを含め、いくつかの国の安全保障ドクトリンにおいて核兵器の重要性が増していることに懸念を持って留意し、2018 年 4 月 23 日から 5 月 4 日までジュネーブで開催された、2020 年の NPT 再検討会議第 2 回準備委員会に留意し、

2020 年の NPT 再検討会議に向けた建設的で実りの多い準備プロセスの重要性を強調し、全ての加盟国がそのために一層の努力を行うことを要請するとともに、準備プロセスが NPT の強化および NPT の完全な履行と普遍化を達成するための進展を促すものであるべきであり、

1995、2000、2010 年の NPT 再検討会議でなされた誓約及び合意された行動の履行状況を監視すべきことを強調し、ロシア連邦とアメリカ合衆国が、新 START(戦略兵器削減条約)において合意した核兵器削減を達成したことを歓迎するとともに、2010 年の NPT 再検討会議が、両国に対して保有核兵器の一層の削減を達成するための後継措置に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調し、一方的な、あるいは二国間および地域的イニシアチブの有用性、ならびにそうしたイニシアチブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1.NPT の各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国は NPT 下での義務を厳格に遵守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995、2000、2010 年の NPT 再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に順守するよう求める。

2.また、2010 年の NPT 再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き

起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国が、いかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。

3.核兵器の人的影響に関する会議において発表された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を行う上で、核軍縮を下支えしている人道上の要求と核軍縮を達成することの緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。

4.すべての NPT 加盟国が NPT 第 6 条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000 年の NPT 再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が誓約したことを想起するとともに、核兵器国が自らの誓約の履行を加速するために必要なあらゆる手段を講じることを求める。

5.核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域および多国間による措置を通じたものを含め、配備非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。

6.核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢を確実に解除することを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を減ずるよう要請する。

7.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。

8.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国をメンバーに含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。

9.NPT 加盟国が、核兵器国が核兵器の開発および質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10.核兵器国による核軍縮への誓約をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める、核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する。

11.これまでの核軍縮に関する義務と誓約に従って、すべての核兵器国が、各国において軍事目的上不要となったすべての核分裂性物質の不可逆的な撤去を確実にするためのさらなる措置を講じることを奨励するとともに、IAEAの文脈内で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

12.すべてのNPT加盟国に対し、NPTの無期限延長と密接不可分である1995年のNPT再検討・延長会議で採択された、中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、2015年のNPT再検討会議において、完全に履行されるまで有効である、1995年の中東に関する決議が定めた中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスに関するものを含め、実質的な成果が何もなかったことに対して失望と深い遺憾の意を表す。

13.1995年の中東に関する決議の共同提案国に対して、同決議が定めるように、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実なものにすることを目指し、同地帯の設置に関する会議の開催への支援によるものを含め、最大限の努力をするよう要請する。

14.核軍縮と核不拡散を実現する上でのNPTの基盤的な役割を強調するとともに、2019年4月29日から5月10日までニューヨークで開催される予定の2020年NPT再検討会議第3回準備委員会に期待する。

15.すべての加盟国に対して、NPTの普遍化のためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、イスラエルとパキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核関連施設をIAEAの保証措置の下に置くことを要請する。

16.最近行われた南北首脳会談およびアメリカ合衆国と朝鮮民主主義人民共和国間の首脳会談を含む、朝鮮民主主義人民共和国との対話と議論に奨励の意を持って留意しつつ、平和的な方法で朝鮮半島の非核化を達成することを目指し、朝鮮民主主義人民共和国に対して、誓約を果たし、すべての核兵器と現存する核開発計画を放棄し、早急にNPTに復帰し、IAEAの保障措置協定を遵守するよう要請するとともに、6か国協議に対する確固たる支持を再確認する。

17.すべての加盟国に対して、多国間の文脈の中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的な軍縮機関の内部にある障害を乗り越えるために協働するよう要請すると

ともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく再開することを要請する。

18.すべてのNPT加盟国に対し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議において合意された、同条約の下での義務と誓約を遅滞なく完全に履行するよう要請する。

19.また、すべてのNPT締約国に対して、NPT条約およびその再検討プロセスの健全さを確保するために、第6条下の義務の履行を切迫感を持って前進させることを要請する。

20.核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮の義務と誓約を質的にも量的にも履行するよう要請する。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核軍縮に貢献することとなる。

21.また、核兵器国に対し、2020年NPT再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と誓約の履行に関する具体的で詳細な情報を含めることを要請する。

22.NPT加盟国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやそれに類似した規準によるものを含め、核軍縮に関する義務および誓約の履行状況に対する測定可能性を改善することを奨励する。

23.加盟国に対し、国連総会決議1(I)およびNPT第6条の精神と目的に従って、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉のための努力を、遅滞なく誠実に継続することを要請する。

24.加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを求めるとともに、この文脈において、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎する。

25.あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための、軍縮教育を含めた措置をとることを勧告する。

26.第74回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現存する決議の履行状況を調査することを決定する。

出典:国連軍縮局 HP